鳥栖市おもてなしクーポン券取扱店募集要項

１　目的

　　鳥栖スタジアムで開催されるサガン鳥栖のホームゲームに訪れたアウェイサポーターの、中心市街地での消費行動を促進させるために、市内宿泊施設並びに中心市街地の店舗及び事業所で使用できるクーポン券を配布する「アウェイサポーターまちなか誘客事業」において、当該クーポン券を取り扱う宿泊施設、店舗及び事業所（以下「取扱店」という。）を募集する。

２　応募資格

　　鳥栖市内に宿泊施設を有する者並びに中心市街地（鳥栖市元町、秋葉町１丁目、秋葉町２丁目、秋葉町３丁目、東町１丁目（鳥栖駅西側の区域に限る。）、東町２丁目、東町３丁目、本通町１丁目、本通町２丁目、京町（鳥栖駅西側の区域に限る。）、本町１丁目、本町２丁目、本鳥栖町（鳥栖駅西側の区域に限る。）、大正町及び松原町のうち用途地域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１号に規定する用途地域をいう。）が商業地域である区域をいう。）に店舗及び事業所を有する者で、次の者を除く。

　⑴　大規模小売店舗立地法第２条に規定する大規模小売店舗（市内に本社又は本店を有する者を除く。）を有する者

　⑵　性風俗関連特殊営業等

　⑶　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

　⑷　鳥栖市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等

　⑸　前各号に掲げる者のほか、本事業の目的に照らして不適当と会長が判断する者

３　登録料

　　無料

４　申込方法

　　鳥栖市おもてなしクーポン券取扱店申込書に所定の事項を記入し、鳥栖市役所商工観光課（〒841-8511鳥栖市宿町１１１８　℡0942-85-3605　FAX0942-83-3095）へ提出する。

５　申込期限

　　令和６年４月１２日まで

　　４月１２日以降も随時受け付けるが、配布する取扱店一覧のチラシには掲載できない。

６　クーポン券の概要

　⑴　名称　　　　鳥栖市おもてなしクーポン券

　⑵　発行総額　　１，５００千円

　⑶　配布対象者　鳥栖スタジアムで開催されるサガン鳥栖のホームゲームに訪れたアウェイ

　　　　　　　　　サポーター

　⑷　券面額等　　１枚の券面額は１，０００円。２，０００円の利用で１枚使用できる。

　⑸　利用期間　　令和６年５月３日～令和６年１２月３１日

　　　　　　　　　いかなる理由があろうとも、利用期間を過ぎたクーポン券は使用できない。

　⑹　換金期間　　令和６年５月７日～令和７年１月３１日（土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く。）

　　　　　　　　　いかなる理由があろうとも、換金期間を過ぎた商品券は換金できない。

　⑺　釣銭　　　　出さない

　⑻　クーポン券の使用対象外となる物品又は役務は、次に掲げるものとする。

　　①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の喚起とは言い難い出資

　　②商品券、切手、印紙、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いもの

　　③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

　　④国税、地方税、使用料等の公租公課

　　⑤株券、債券、手形等の有価証券

　　⑥その他本事業の趣旨にそぐわないもの

７　注意事項

　　取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。

　⑵　市が配布するクーポン取扱店ツールを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。

　⑶　クーポン券の使用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。

　⑷　クーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。

　⑸　自社商品の購買にクーポン券を使用しないこと。

　⑹　クーポン券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

　⑺　クーポン券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。

　⑻　鳥栖観光コンベンション協会は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。